

産業廃棄物収集運搬業 新規・更新許可申請 記入要領

○ 申請書類作成上の留意事項

- 1 新規許可申請、更新許可申請ともに産業廃棄物収集運搬業許可申請書に添付書類を付し、下記の「○ 添付書類」の順番に並べて提出してください。
- 2 提出部数は次のとおりです。（新規許可申請、更新許可申請ともに同じ提出部数となります。）

区 分		県提出部数	申請者控え
1	産業廃棄物収集運搬業（積替え保管なし）	1 部	1 部
2	産業廃棄物収集運搬業（積替え保管あり）	2 部	1 部

○ 添付書類

添 付 書 類			新規	更新
1	事業計画の概要を記載した書類			
	1	事業の全体計画（様式第 1 号の 1）		
	2	事業の範囲（様式第 1 号の 1）		
	3	収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量 （様式第 1 号の 2）		
	添付書類	(1) 積み込み・積み降ろし先の都道府県等の収集運搬業許可証写し	○	○
		(2) 運搬先の中間処分場等の許可証写し	○	○
		(3) 主たる排出事業者との委託契約書の写し	-	○
	4	運搬施設の概要（様式第 1 号の 3）		
	5	積替え又は保管施設の概要（様式第 1 号の 3）		
	6	収集運搬業務の従業員及び料金（様式第 1 号の 4）		
	7	生活環境保全上の措置等（様式第 1 号の 4）		
2	運搬車両の写真（様式第 2 号）			
	添付書類	(1) 車検証		
		(2) 車両の使用権原を証する書類		
3	運搬容器の写真（様式第 3 号）			
4	事務所・事業場・駐車施設・積替え保管施設付近の見取り図（様式第 4 号）			
5	駐車施設（様式第 5 号）			
	添付書類	(1) 土地登記簿謄本		
		(2) 土地の使用権原を証する書類		
6	積替え又は保管施設（様式第 6 号）			
	添付書類	(1) 土地登記簿謄本		
		(2) 土地の使用権原を証する書類		
		(3) 公図		

No	添 付 書 類			新規	更新		
7	法人申請	定款又は寄附行為					
8		法人の登記事項証明（履歴事項全部記載証明）					
9		役員（監査役等含む）の本籍地及び生年月日の記載のある住民票					
10		役員(監査役等含む)が成年被後見人若しくは被保佐人に該当しない証明（法務局発行の登記事項証明書）					
11	個人申請	申請者の本籍地及び生年月日の記載のある住民票					
12		申請者が成年被後見人若しくは被保佐人に該当しない証明（法務局発行の登記事項証明書）					
13	誓約書（様式第7号）						
14	(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物の収集運搬に関する講習会を修了した者にあつては、その修了証の写し						
15	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第8号）				-		
	添付書類	(1) 金融機関の預貯金の残高証明		○	-		
		(2) 借入資金の返済期間、返済方法等を示す書類		○	-		
16	法人申請	直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書					
17		直前3年間の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類					
18	個人申請	資産に関する調書（個人用）(様式第9号）					
		添付書類	(1) 金融機関の預貯金の残高証明				
			(2) 土地、建物に係る不動産登記の登記事項証明書				
19	直前3年間の各事業年度における所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類						
20	長期的財務計画書（様式第10号）			○	○		
21	政令で定める使用人がいる場合						
	添付書類	(1) 本籍地及び生年月日の記載のある住民票					
		(2) 成年被後見人若しくは被保佐人に該当しない証明（法務局発行の登記事項証明書）					
22	法人で、発行済み株式数が100分の5以上の株式を保有する株主又は出資の額が100分の5以上の額に相当する出資者がいる場合						
	添付書類	株主等が個人の場合					
		(1) 本籍地及び生年月日の記載のある住民票					
		(2) 成年被後見人若しくは被保佐人に該当しない証明（法務局発行の登記事項証明書）					
		株主等が法人の場合					
		法人の登記事項証明（履歴事項全部記載証明）					

○ 添付書類目次の留意事項

1 施設等を様式に記載しきれない場合について

「収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等」、「運搬施設の概要 (1)運搬車両一覧」など、種類・車輛・施設を様式に記載しきれない場合は、様式に則った別紙を作成し、必要事項を全て記載した上で提出してください。

2 「 」の付された書類について

申請者が既に有している産業廃棄物関係の許可証（収集運搬業、処分業等）の原本を提示することにより省略することが出来る場合があります。

その際、提示することができる許可証は、次の要件を満たすものに限られます。

1) 平成12年10月1日以降に受けた許可であって、当該許可の日から5年を経過しないもの。

2) 許可証に記載されている「規則第〇〇条第〇〇項の規定による許可証の提出の有無」欄が「無」となっているもの。

なお、更新許可申請の場合は、当該許可に係る現許可証の提出による省略はできません。

3 「直前3年間の各事業年度における貸借対照表」「直前3年間の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類」については、事業の開始から間もない場合には3年間の書類を添付できないことがあります。

この場合、取得可能な事業年度分の書類を添付するとともに、様式第10号「長期的財務計画書」を作成し、添付してください。

凡例 : 必ず提出を要する添付資料等

○ : 必要に応じて提出を求めることのある添付書類等

: 申請内容が従前の申請・変更届等と変更がない場合、省略することが出来る添付書類等

- : 提出を要しない添付書類等

○ 成人被後見人若しくは被保佐人に該当しない旨を証明する「登記事項証明書（登記されていないことの証明書）」の各法務局への申請方法

1 申請方法

直接窓口へ行くか、郵送での申請となります。

2 申請先

【郵送による申請】

申請先：東京法務局民事行政部後見登録課

〒102-8225

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

03-3214-6231

【窓口での申請】

申請先：東京法務局民事行政部後見登録課

東京法務局以外で申請する場合・地方法務局戸籍課

3 手数料

1通につき500円

手数料は登記印紙により納めてください。

郵送による申請の場合は、登記印紙を最寄りの法務局又は郵便局で購入してください。

4 郵送による申請のしかた

申請書、手数料及び切手貼付済みの返信用封筒を同封のうえ、東京法務局 民事行政部後見登録課あてに申請してください。

申請書は最寄りの法務局で配布しています。

5 その他

・本人以外の方が申請する場合には、戸籍謄本など証明対象者との関係がわかる書類を添付する必要があります。

・代理人が申請する場合は、委任状を添付する必要があります。

・ご不明な点がございましたら、東京法務局か最寄りの法務局にお問い合わせください。

記入例

様式第六号（第1面）

該当する申請を欄外に記載する→

新規or更新

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
記入しないこと→平成 年 月 日	
山梨県知事 横内 正明 殿	
申請者 〒 郵便番号は必ず記入すること	
住所 登記簿謄本（個人の申請にあつては住民票）の記載と同一とすること	
氏名 株式会社 山梨太郎商会 代表取締役 山梨 太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 055-223-1518	
「印」には印鑑証明書と同じ印影の印鑑を捺印すること（申請者が法人の場合）	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	様式第1号の1のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 郵便番号は必ず記入すること 電話番号
	事業場 〒 郵便番号は必ず記入すること 駐車場等が別にある場合記入すること 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	様式第1号の3のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	様式第6号のとおり
事務処理欄	記入しないこと

○ 提出された情報は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた事務のみに使用し、その他の目的で使用することはありません。

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合は、その許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	東京都	当該許可自治体の許可番号を記入
	神奈川県（申請中）	平成〇〇年〇〇月〇〇日 申請
	多数の許可がある場合は、別表を作成すること（様式不問）	
申請者（個人である場合）		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
申請者が個人の場合 記載すること		
（法人である場合）		
（ふりがな） 名 称		住 所
やまなし たらうしょうかい 株式会社 山梨太郎商会		山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 登記簿謄本の記載と同一にすること
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合）		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
該当者がある場合記入		
法第14条第5項第2号二に規定する役員（申請者が法人である場合）		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
やまなし たらう 山梨 太郎	昭和20年12月21日 代表取締役	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（本籍） 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号（住所）
やまなし いちろう 山梨 一郎	昭和45年11月11日 取締役	住民票の記載と同一にすること 住民票の記載と同一にすること

記入にあたっての注意事項

商業登記簿謄本、住民票を参考にして記入漏れのないように記載すること。

法人名、役員名ともに「ふりがな」を必ず記入すること。

法第14条第5項第2号二に規定する役員の欄には、商業登記簿に記載されている役員全員、及び監査役、執行役、相談役、顧問等を記入すること。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	3,000株	出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の 数又は出資金額	本 籍
		割 合	住 所
やまなし たろう 山梨 太郎	昭和20年12月21日	1,500株 50/100	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
こうふじろうさんぎょう 株甲府次郎産業	代表取締役 こうふじろう 甲府次郎	1,500株 50/100	山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

記入にあたっての注意事項

商業登記簿謄本、住民票を参考にして記入漏れのないように記載すること。
株主が法人である場合、生年月日欄には当該法人の代表者名を記入すること。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
該当者がある場合記入		

- 備考 1 欄には記入しないこと。
2 「法定代理人」の欄から「令第6条第10に規定する使用人」までの各欄については、当該するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3 都道府県知事が定める部数を提出すること。

手数料欄 記入しないこと

事業計画の概要を記載した書類

1 事業の全体計画

主たる事業：産業廃棄物の中間処分（廃プラスチック類の破碎）
 申請理由：取引先排出事業者から産業廃棄物の収集運搬の依頼があったため）
 運行計画：(株)〇〇建設の山梨県内事業場から排出される建設廃材を次のとおり運搬する。
 廃プラスチック類・自社中間処分場へ運搬する。
 紙くず、木くず、繊維くず、ガラコン陶、がれき類
 ・(株)〇〇産業（東京都）の中間処分場へ運搬する。
 石綿含有産業廃棄物・(株)山梨太郎商会の積替え保管施設に運搬する。
 (株) 〇〇 商会最終処分場へは(株)〇〇産業が運搬する。

2 事業の範囲

扱う産業廃棄物の種類（計6種類）	石綿含有産業廃棄物の取扱い	積替え保管の有無
☐ 燃え殻		有・無
☐ 汚泥		有・無
☐ 廃油		有・無
☐ 廃酸		有・無
☐ 廃アルカリ		有・無
☒ 廃プラスチック類	・含む	有・無
	・含まない	有・無
☒ 紙くず		有・無
☒ 木くず		有・無
☒ 繊維くず		有・無
☐ 動植物性残さ		有・無
☐ 動物系固形不要物		有・無
☐ ゴムくず		有・無
☐ 金属くず		有・無
☒ ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。） 及び陶磁器くず	・含む	有・無
	・含まない	有・無
☐ 鋳さい		有・無
☒ がれき類	・含む	有・無
	・含まない	有・無
☐ 動物のふん尿		有・無
☐ 動物の死体		有・無
☐ ばいじん		有・無
☐ 産業廃棄物を処分するために処理した もので、上記廃棄物に該当しないもの		有・無

- ・「取り扱う産業廃棄物の種類」については、該当する種類の□の中にチェックマーク(レ)を付すこと。
- ・「石綿含有産業廃棄物の取り扱い」については、取り扱う場合には「含む」に○を、取り扱わない場合には「含まない」に○を付すこと。
- ・「積替え又は保管の有無」については、該当する項目に○を付すこと。

様式第 1 号の 2

3 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等

産業廃棄物の種類	運搬量 (t・m³/月)	性 状	予定排出事業場の名称、所在地	積替え又は保管を行う 場合の運搬先の名称、 所在地及び許可番号	予定運搬先の名称、 所在地及び許可番号 (処分場の名称及び所在地)
1 廃プラスチック類	1 t	廃タイヤ	(株)○○建設 神奈川県○○市 ○○町3-2-1 (山梨県内事業場)	該当なし	(株)山梨太郎商会 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 01921○○○○○○
2 紙くず	0.5 t	解体に伴い生じた紙くず	(株)○○建設 神奈川県○○市 ○○町3-2-1 (山梨県内事業場)	該当なし	(株)□□産業 東京都○○市□□町 1-2-3 013-10-
3 木くず	0.5 t	解体木くず	(株)○○建設 神奈川県○○市 ○○町3-2-1 (山梨県内事業場)	該当なし	(株)□□産業 東京都○○市□□町 1-2-3 013-10-
4 繊維くず	0.1 t	解体に伴い生じた繊維くず	(株)○○建設 神奈川県○○市 ○○町3-2-1 (山梨県内事業場)	該当なし	(株)□□産業 東京都○○市□□町 1-2-3 013-10-
5 ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず	5 t	石膏ボード等	(株)○○建設 神奈川県○○市 ○○町3-2-1 (山梨県内事業場)	該当なし	(株)□□産業 東京都○○市□□町 1-2-3 013-10-
6 がれき類	5 t	解体コンクリート破片等	(株)○○建設 神奈川県○○市 ○○町3-2-1 (山梨県内事業場)	該当なし	(株)□□産業 東京都○○市□□町 1-2-3 013-10-
7 石綿含有産業廃棄物 (廃プラ類、ガラコン陶、がれき類)	0.1 t	石綿含有産業廃棄物	(株)○○建設 神奈川県○○市 ○○町3-2-1 (山梨県内事業場)	(株)山梨太郎商会 甲府市丸の内 1-6-1 01910	(株) 商会 ○○県○○市○○町 9-8-7 ○○3○○○○○○

- ・ 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記入すること。
- ・ 「廃プラスチック類」「ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず」「がれき類」については、石綿含有産業廃棄物を含むものと含まないものに分けて記入すること。
- ・ 予定運搬先の欄は、排出事業者が処分等を委託している、または委託見込みの処分業者について記入すること。
- ・ 更新許可申請の場合は、主たる排出事業者との委託契約書の写しを添付すること。
- ・ 取り扱う管理産業廃棄物の種類が多く、様式に記載しきれない場合は、適宜様式をコピーして記載すること。

様式第1号の3

4 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

No	車体の形状	自動車登録番号	積載量	車検有効期限	所有者(使用者)
1	キャブオーバ(注1)	山梨123あ4567	2,000kg	平成〇〇年〇〇月〇〇日	自己(注2)

(注1) ダンプ、キャブオーバ等、車輛の形状を車検証の「車体の形状欄」記載にあわせ、記入すること。

(注2) 車検証の所有者又は使用者が申請者である場合は、「自己」と記入すること。

(注3) 車輛の形状等は取り扱う産業廃棄物の運搬に適していなければならない。

従って次のような場合は認められない。

・清掃車によるがれき類の運搬を行うこと等。

・飛散、流出のおそれのある産業廃棄物の運搬を無蓋車で行うこと等。

(注4) 自動車車検証の写しを全車両について添付すること。

・車検証の有効期間が切れているものは不可。

・車輛は継続して使用できる権原があるものでなければならない。

このため、申請者が所有権を有していない場合は、使用する権原を有することを証する書類(賃貸借契約書等)の写しを添付すること。

(2) 駐車施設の概要

No	所在地	駐車台数
1	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号	10台

(3) 運搬容器その他の運搬施設

No	形状又は名称	容量等(kg・m ³)	数量	運搬する産業廃棄物の種類
1	鉄製コンテナ	8.0m ³	5基	紙くず、木くず、繊維くず

5 積替え又は保管施設の概要

No	形状及び名称	所在地	保管する産業廃棄物の種類
1	屋根付き鉄骨倉庫	山梨県甲府市丸の内 一丁目6番1号	石綿含有産業廃棄物

様式第1号の4

6 収集運搬業務の従業員数及び料金

(1) 従業員数内訳

(平成 年 月 日現在)

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記以外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
2人	人	人	1人	2人	2人	人	7人

(2) 収集運搬の料金

産業廃棄物の種類	料金	備考
廃プラスチック類	〇〇〇〇円/2t車	収集運搬料金のみ
紙くず、木くず、繊維くず	〇〇〇〇円/2t車	収集運搬料金のみ
ガラコン陶、がれき類	〇〇〇〇円/2t車	収集運搬料金のみ
石綿含有産業廃棄物	〇〇〇〇円/2t車	収集運搬料金のみ

・扱う品目ごとに記入すること。

様式第1号の4

7 生活環境保全上の措置等

(1) 収集運搬に際し講ずる措置

・飛 散 ・流 出 ・悪 臭 ・騒 音 ・振 動 ・石綿含有産業廃棄物	それぞれの防止対策について記入すること。
--	----------------------

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

・飛 散 ・流 出 ・地下浸透 ・悪 臭 ・ネズミ等の生息及び害虫の発生に対する防止対策 ・振 動 ・石綿含有産業廃棄物	それぞれの防止対策について記入すること。
--	----------------------

(3) その他

・該当項目がある場合は記入すること。

様式第2号

運 搬 車 両 の 写 真

自動車登録番号	山梨123あ4567	当該運搬車両で運搬する産業廃棄物の種類 (該当番号に○を付すこと。)
斜め前方 写真貼付		1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ ⑥ 廃プラスチック類 (石綿含む 含まない) ⑦ 紙くず ⑧ 木くず ⑨ 繊維くず 10 動植物性残渣 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず ⑭ ガラコン陶 (石綿含む 含まない) 15 鉱さい ⑯ がれき類 (石綿含む 含まない) 17 動物のふん尿 18 動物の死体 19 ばいじん 20 政令第13号廃棄物
斜め後方 写真貼付		

写真撮影にあたっての注意事項

- ・車両を斜め前方及び斜め後方の対角の位置から、車両全体が写るように撮影すること。
- ・ナンバープレートが明確に判別できるよう、撮影すること。
- ・産業廃棄物収集運搬車両の表示が判別できるよう、撮影すること。
判別が困難な場合は、表示部分を接写したものを別に撮影し、添付すること。
- ・密閉容器を用いずに、汚泥等を運搬車両に直積みする計画の場合は、飛散、流出等の防止措置を講じられたことが確認できる写真を上記写真とは別に添付すること。

運搬容器の写真

運搬容器の名称	鉄製コンテナ			当該運搬容器で運搬する 産業廃棄物の種類
数 量	5 基	1 基あたり容量	8 m ³	
斜め上方 写真貼付				(該当番号に○を付すこと。)
				1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 (石綿含む・含まない) ⑦ 紙くず ⑧ 木くず ⑨ 繊維くず 10 動植物性残渣 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラコン陶 (石綿含む・含まない) 15 鉱さい 16 がれき類 (石綿含む・含まない) 17 動物のふん尿 18 動物の死体 19 ばいじん 20 政令第13号廃棄物

写真撮影にあたっての注意事項

- ・運搬容器は斜め上から撮影し、容器の全体を写すとともに、フタなどの形状が把握できるよう撮影すること。
- ・密閉容器を用いずに、コンテナ等で汚泥等を運搬する場合は、飛散、流出等の防止措置を講じられたことが確認できる写真を上記写真とは別に添付すること。

事務所・事業場・駐車施設・積替え保管施設の付近の見取図

- ・ から の施設全てについて、所在地ごとに作成すること。
 なお、同一場所若しくは近隣に各施設が所在する場合は、同一の見取り図上にその位置を記入し、図示すること。

☒	事 務 所	所在地：山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
☐	事 業 場	所在地：
☒	駐 車 施 設	所在地：山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
☒	積替え保管施設	所在地：山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

該当する項目にチェック(レ)を付すこと。

見 取 図

周辺の概要が把握できる図面等を貼り付けること。

- ・当該施設等の周囲及び道路の状況が把握できる地図等に代えることができる。

様式第 5 号

駐 車 施 設

所在地	山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
土地所有者の名称又は 氏名並びに住所	名称又は氏名 山梨 太郎
	住所 山梨県甲府市飯田一丁目 1 番 2 0 号
(駐車施設の配置図) 運搬車輛の駐車時の配置がわかる図面	
(駐車施設の写真) 駐車施設の全景が判る写真貼付	

- ・ 駐車施設の配置図については、運搬車輛の駐車時の配置がわかるように作図すること。
- ・ 駐車施設の写真撮影については、駐車施設の全景がわかる位置から撮影すること。
なお、撮影位置及び撮影方向を駐車施設の配置図に矢印で記入すること。
- ・ 添付書類について
土地の登記簿謄本を添付すること。(借地の場合も必要)
借地の場合は、土地の使用権原を証する書類 (土地賃貸借契約書等) の写しを添付すること。

様式第 6 号

積 替 え 又 は 保 管 施 設

形 状 及 び 名 称	屋根付き鉄骨倉庫		
所 在 地	山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号		
保管する産業廃棄物の 種類	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	ガラ陶 (石綿含有産業廃棄物を含む)	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)
保 管 面 積	2 0 m ²	1 0 m ²	1 5 m ²
保 管 容 量	4 0 m ³	2 0 m ³	3 0 m ³
最 大 保 管 高 さ	2 . 0 m	1 . 3 m	1 . 8 m
(積替え又は保管施設の配置図) 施設の状況が把握できる図面を貼付			
(積替え又は保管施設の写真) 施設の状況が把握できる写真を貼付			

当該様式を作成する施設について

- ・ 「様式第 1 号の 3 5 積替え又は保管施設の概要」に記載された積替え又は保管施設全てについて当該様式を作成すること。

積替え又は保管施設の写真について

- ・ 積替え又は保管施設の全景がわかる位置から撮影すること。
- ・ 必要に応じて複数の角度から撮影すること。
- ・ なお、撮影位置及び撮影方向を積替え又は保管施設の配置図に矢印で記入すること。

添付書類について

- ・ 土地の登記簿謄本を添付すること。(借地の場合も必要)
- ・ 借地の場合は、土地の使用権原を証する書類 (土地賃貸借契約書等) の写しを添付すること。

誓 約 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県知事 横内 正明 殿

申請者 住 所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

氏 名 株山梨太郎商会 印
 代表取締役 山 梨 太 郎
 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。
 （以下、条文省略）

様式第8号

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

内 訳	金 額（千円）
事業の開始に要する 資金の総額 1	75,000円
土地	50,000円
事務所	15,000円
収集運搬車両	10,000円
積替保管施設	10,000円
調達方法	
自己資金 2	25,000円
借入金 3	50,000円
（借入先名）	（株）〇〇銀行 山梨県甲府市〇〇町〇〇番地

事業の開始に当たり、新たに資金を必要としない場合には、その理由

現在〇〇県等において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しており、現在の車輛及び施設で足りることから、新たな資金は必要ありません。

- 1 産業廃棄物処理業の開始に当たり、要した資金の総額を記入すること。
- 2 金融機関の預貯金の残高証明の添付を求めることがある。
- 3 借入資金がある場合は、返済期間、返済方法等を示す書類の提出を求めることがある。

資産に関する調書（個人用）

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価 格 ・ 金 額（千円）
現金預金	株〇〇銀行 普通預金	（注1）	5,000円
有価証券	株券	1,000株	20,000円
未収入金			円
売掛金			円
受取手形			円
土地	宅地（注2）	100坪	40,000円
建物	木造2階建家屋	40坪	10,000円
備品			円
車 輦	キャブオーバ	1台	3,000円
その他			円
資 産 計			78,000円

負債の種別	内 容	数 量	価 格 ・ 金 額（千円）
長期借入金	株〇〇銀行		20,000円
短期借入金	□□信用金庫		10,000円
未払金			円
預り金			円
前受金			円
買掛金			円
支払手形			円
その他			円
負 債 計			30,000円

注1 預貯金については、金融機関の残高証明書を添付すること。

注2 土地、建物等の不動産については、当該不動産の登記事項証明書を添付すること。

長 期 的 財 務 計 画 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日
申請者 住 所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

氏 名 株山梨太郎商会 印
代表取締役 山 梨 太 郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

1 繰越損失金額 (平成〇〇年〇〇月〇〇日現在) 金 4 , 0 0 0 千円

2 繰越損失金が発生した理由

業界全体の需要減退により、当社の売上も減少したため、大幅な減益となったことによる。
直前3年の各事業年度のうち、法人税、所得税が課税されていない状態が2期以上継続している場合は、「無税の理由」を記入すること。

3 今後の事業改善計画

会社組織の見直し等の合理化を推進しコストを削減させるとともに、新規顧客の開拓を積極的に行い、収益の増大化を図る。

4 今後の収支計画

(単位：千円)

	第10期 (H17.4~H18.3)	第11期 (H18.4~H19.3)	第12期 (H19.4~H20.3)
売 上 高	5 0 , 0 0 0	5 3 , 0 0 0	5 5 , 0 0 0
売 上 原 価	4 5 , 0 0 0	4 7 , 0 0 0	4 8 , 5 0 0
売 上 総 利 益	5 , 0 0 0	6 , 0 0 0	6 , 5 0 0
販売費・一般管理費	2 , 5 0 0	2 , 6 0 0	2 , 6 5 0
営 業 利 益	2 , 5 0 0	3 , 4 0 0	3 , 8 5 0
営 業 外 利 益	2 0 0	2 0 0	2 0 0
営 業 外 費 用	2 5 0	2 5 0	2 5 0
経 常 利 益	2 , 4 5 0	3 , 3 5 0	3 , 8 0 0
特 別 利 益	3 0	0	0
特 別 損 失	1 0 0	0	0
税 引 前 当 期 利 益	2 , 3 8 0	3 , 3 5 0	3 , 8 0 0
当 期 純 利 益	1 , 1 9 0	1 , 6 0 0	1 , 9 0 0
前 期 繰 越 損 失	4 , 0 0 0	2 , 8 1 0	1 , 2 1 0
当期末処分利益・損失	2 , 8 1 0	1 , 2 1 0	6 9 0

- ・直近の事業年度の財務諸表上において、次期繰越欠損が生じている場合は、「1 繰越損失金額」にその金額を、「2 繰越損失金が発生した理由」にその理由を記入すること。
- ・直前3年の各事業年度のうち、法人税が課税されていない状態が2期以上継続している場合は、「2 繰越損失金が発生した理由」に無税となった理由を記入すること。
- ・会社を設立して間もないため、財務諸表が添付できない場合は、この様式を添付すること。
- ・その他、財務諸表の状況によっては、この様式の提出を求めることがある。